

附属書三―B
 品目別原産地規則

一欄	二欄
統一システムに基づく分類 （二千十七年に改正された統一システム） （特定の品名の記載を含む。）	品目別原産地規則

第一部
 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第一類
 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一―〇一・〇六	第一類の全ての動物が締約国において完全に得られるものであること。
-------------	----------------------------------

第二類
 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一―〇二・一〇	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
-------------	--

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

大西洋くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）	全ての大西洋くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）が締約国において完全に得られるものであること又は 大西洋くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）が、締約国において少なくとも三箇月間、養殖場のいけすで給餌され、及び肥育され、若しくは飼養されることを条件とする生産であること。肥育又は飼養の期間は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）のくろまぐろ電子漁獲証明書（eBCD）に記録されたいけすに放養した日及び収獲した日に基づいて確定する。
その他の産品	全ての魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物が締約国において完全に得られるものであること。

第四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

〇四・〇一―〇四・一〇	生産において使用される第四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
--------------------	--

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一―〇五・一一

C
T
H

第二部 植物性生産品

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・〇一―〇六・〇四

生産において使用される第六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

○七・〇一―〇七・一四

生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・〇一―〇八・一四

生産において使用される第八類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

るいじ。

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九・〇一	C T S H 又は 配合
〇九〇二・一〇一〇九〇二・二〇	生産において使用される第〇九〇二・一〇号及び第〇九〇二・二〇号の全ての材料が締 約国において完全に得られるものであること。
〇九〇二・三〇一〇九〇三・〇〇	C T S H 又は 配合
〇九・〇四一〇九・一〇	C T S H 又は 配合、破碎若しくは粉碎

第一〇類 穀物

一〇・〇一一一〇・〇八	生産において使用される第一〇類の全ての材料が締約国において完全に得られるもので あること。
-------------	--

第一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一―一一・〇九	生産において使用される第一〇類、第一一類、第〇七・〇一項、第〇七・一三項、第〇七・一四項、第二三・〇三項及び第〇七一〇・一〇号の全ての材料並びに第〇七一二・九〇号の乾燥ばれいしよが締約国において完全に得られるものであること。
-------------	--

第二二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・〇一	CTH
一二・〇二―一二・一四	CTH（第二二・〇一項の材料からの変更を除く。）

第二三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三〇一・二〇―一三〇二・一九	CTH
一三〇二・二〇	CTSH（ただし、非原産であるペクチン質は、使用することができる。）
一三〇二・三二	CTH
一三〇二・三三	CTSH（ただし、ローカストビーンから得た非原産である粘質物及びシクナーは、使用することができる。）

一三〇・一一・三九	C T H
-----------	-------

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一―一四・〇四	生産において使用される第一四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
-------------	--

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・〇六	C T H
一五・〇七	生産において使用される第一二・〇一項及び第一五・〇七項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・〇八	C T H
一五・〇九―一五・一〇	生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・一一―一五・一三	C T H

一五・一四	菜種油及びその分別物	生産において使用される第二二・〇五項及び第一五・一四項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
からし油及びその分別物	C T H	
一五・一五		
米油及びその分別物	生産において使用される第一〇・〇六項及び第一五・一五項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。	
その他の産品	C T H	
一五一六・一〇一―一五二七・一〇	C T H	
一五一七・九〇		
混合植物性油（更に加工されたものを除く。）	C C	
その他の産品	C T H	
一五・一八―一五・二二	C T H	

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲^{せい}無脊椎動物の調製品

一六・〇一―一六・〇二	生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六・〇三	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六・〇四―一六・〇五	生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第一七類 糖類及び砂糖菓子

一七・〇一	C T H
一七・〇二	C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の総重量が製品の重量の二十パーセントを超えないこと。

一七・〇三	C T H
一七・〇四	C T H。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。

第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五	C T H
一八・〇六	C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九・〇一	C C。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項、第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一
-------	--

	一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
一九・〇二	CC。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の九十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。
一九・〇三	CC。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないことを条件とする。
一九・〇四	CC。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項、第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。
一九・〇五	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

	生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。
--	--

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇・〇一	C C
二〇・〇二―二〇・〇三	生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
二〇・〇四―二〇・〇八	C T H。ただし、生産において使用されるささげ属又はいんげんまめ属の豆、えんどう（ピスム・サティヴム）、パイナップル、オレンジ、ばれいしょ及びアスパラガスが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。
二〇・〇九	C T H。ただし、生産において使用されるパイナップル、オレンジ、トマト、りんご及びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。

第二二類 各種の調製食料品

二一・〇一	CC。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の四十パーセントを超えないこと。
二一〇二・一〇一・二一〇三・一〇	CTH
二一〇三・二〇	CC（第〇七・〇二項及び第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。）
二一〇三・三〇	CTSH。ただし、非原産であるマスタードの粉は、使用することができる。
二一〇三・九〇	CTSH
二一・〇四	CTH
二一・〇五	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の二十パーセントを超えないこと。
二一・〇六	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第一二二・九九号のうちのこんにやくの材料が締約国にお

	いて完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が製品の重量の三十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の三十パーセントを超えないこと。
--	--

第三二類 飲料、アルコール及び食酢

二二・〇一	C T H
二二・〇二	C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の四十パーセントを超えないこと。
二二・〇三―二二・〇八	C T H（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・

	六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
二二・〇九	C T H (第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。)。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項、第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであることを条件とする。

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二二・〇一	C T H
二二・〇二―二二・〇三	C T H。ただし、生産において使用される第一〇類の非原産材料の重量が産品の重量の二十パーセントを超えないことを条件とする。
二二・〇四―二二・〇八	C T H
二二・〇九	C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第二類及び第三類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。

	生産において使用される第一〇類、第二一類、第二三・〇二項及び第二三・〇三項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が製品の重量の三十パーセントを超えないこと。
--	--

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四・〇一	C C
二四〇二・一〇	C T H。ただし、生産において使用される第二四類の非原産材料の重量が製品の重量の三十パーセントを超えないことを条件とする。
二四〇二・二〇一二四〇三・九九	C T H、 M a x N O M 三十五パーセント (E X W) 又は R V C 七十パーセント (F O B)

第五部 鉱物性生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三―A 注釈五を参照すること。

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一	C T H
二五・〇二―二五・三〇	C T H、 M a x N O M 七十パーセント (E X W) 又は R V C 三十五パーセント (F O B)

第二六類 鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・二一	C T H
-------------	-------

第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七・〇一―二七・〇九	C T H、 化学反応若しくは混合及び調合が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二七・一〇	C T H (第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼルからの変更を除く。)又は 蒸留若しくは化学反応が行われること (ただし、生産において使用される第二七・一〇

	項、第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼル（水素化植物油を含む。）がエステル化、エステル交換反応又は水素化处理によって得られるものであることを条件とする。）。
二七・一一	C T S H 又は 化学反応が行われること。
二七・一二・二七・一五	C T H、 化学反応若しくは混合及び調合が行われること、 M a x N O M 五十パーセント（E X W）又は R V C 五十五パーセント（F O B）

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三―A 注釈五を参照すること。

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八・〇一―二八・五三	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 M a x N O M 五十パーセント（E X W）又は R V C 五十五パーセント（F O B）
-------------	---

第二九類 有機化学品

二九〇一・一〇―二九〇五・四二	CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
二九〇五・四三―二九〇五・四四	CTH (第一七・〇二項及び第三八二四・六〇号の材料からの変更を除く。)
二九〇五・四五	CTH (ただし、第二九〇五・四五号の非原産材料は、その総額が產品のEXWの二十パーセント又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができ。)、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
二九〇五・四九―二九〇五・五九	CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
二九〇六・一一	CTSH

二九〇六・一二―二九一八・一三	C T S H、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九一八・一四―二九一八・一五	C T S H
二九一八・一六―二九二二・四一	C T S H、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九二二・四二	C T S H
二九二二・四三―二九二三・一〇	C T S H、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九二三・二〇	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九二三・三〇―二九二四・二四	C T S H、

	化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九二四・二五―二九二四・二九	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九二五・一一―二九三八・一〇	C T S H、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九三八・九〇	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九・三九	C T S H、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
二九・四〇	C T S H

二九・四一―二九・四二	C T S H、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第三〇類 医療用品

三〇・〇一―三〇・〇六	C T S H、 化学反応、精製、混合及び調合、標準物質の生産、粒径の変更、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	---

第三二類 肥料

三一・〇一―三一・〇四	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
三一・〇五	
硝酸ナトリウム	C T H、

カルシウムシアナミド 硫酸カリウム 硫酸マグネシウムカリウム	Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
その他の産品	CTH 及び Max NOM 五十パーセント (EXW) 若しくは CTH 及び RVC 五十五パーセント (FOB) (ただし、第三一・〇五項の非原産材料は、その総額が製品の EXW の二十パーセント又は FOB の十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。)、 Max NOM 四十パーセント (EXW) 又は RVC 六十五パーセント (FOB)

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

第三一・〇一―第三二・〇五	CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
第三二・〇六・一一―第三二・〇六・一九	CTH (ただし、第三二・〇六項の非原産材料は、その総額が製品の EXW の二十パーセント又は FOB の十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。)、 Max NOM 四十パーセント (EXW) 又は

	RVC六十五パーセント（FOB）
三三〇六・二〇一三二一五・九〇	CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三〇一・一一一三三〇二・一〇	CTH、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
三三〇二・九〇一三三〇三・〇〇	CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
三三・〇四	CTSH、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）

三三・〇五―三三・〇七	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこ と、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその
他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科
用の調製品

三四・〇一―三四・〇七	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、 膠着剤及び酵素	三五・〇一 C T H
-----------------------------------	----------------

三五〇二・一一―三五〇二・一九	CTH（第〇四・〇七項及び第〇四・〇八項の材料からの変更を除く。）
三五〇二・二〇―三五〇四・〇〇	CTH
三五・〇五	CC（第一一・〇八項の材料からの変更を除く。）
三五・〇六―三五・〇七	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）

第三六類 火薬類、火工品、マツチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一―三六・〇六	CTSH、 化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
-------------	--

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一―三七・〇七	CTSH、 化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、
-------------	--

	Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
--	--

第三八類 各種の化学工業生産品

三八・〇一―三八・〇八	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこ と、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
三八〇九・一〇	CTH (第一一・〇八項及び第三五・〇五項の材料からの変更を除く。)
三八〇九・九一―三八二二・〇〇	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこ と、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
三八・二三	CTSH
三八二四・一〇―三八二四・五〇	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこ と、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は

	RVC五十五パーセント（FOB）
三八二四・六〇	CTH（第一七・〇二項、第二九〇五・四三号及び第二九〇五・四四号の材料からの変更を除く。）
三八二四・七一―三八二四・九一	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
三八二四・九九	生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること。
バイオディーゼル	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
その他の産品	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
三八・二五	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）

三八・二六	生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること。
-------	---

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三―A注釈五を参照すること。

第三九類 プラスチック及びその製品

三九・〇一―三九・〇三	CTSH、 化学反応が行われること、 Maximum五十五パーセント（EXW）又は RV C五十五パーセント（FOB）
三九・〇四―三九・〇六	CTSH、 化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、 Maximum五十五パーセント（EXW）又は RV C五十五パーセント（FOB）
三九・〇七―三九・〇八	CTH、 Maximum五十五パーセント（EXW）又は RV C五十五パーセント（FOB）

三九・〇九―三九・一〇	C T S H、 化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
三九・一一	C T S H、 化学反応が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
三九・一二―三九・一五	C T S H、 化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
三九・一六―三九・二六	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第四〇類 ゴム及びその製品

四〇・〇一―四〇・一一	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

四〇二二・一一一四〇一二・一九	C T S H、 中古のタイヤの更生、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十パーセント (F O B)
四〇二二・二〇一四〇一七・〇〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十パーセント (F O B)

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	C C
四一〇四・一一一四一〇四・一九	C T H
四一〇四・四一―四一〇四・四九	C T S H (第四一〇四・四一号から第四一〇四・四九号までの各号の材料からの変更を除く。)
四一〇五・一〇	C T H

四一・一四―四一・一五	CTH
四一・〇七―四一・一三	CTH。ただし、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一〇六・三二号及び第四一〇六・九二号の非原産材料は、なめし、又はクラストにした乾燥状態の皮について再なめしが行われることを条件として、使用する事ができる。
四一〇六・九二	CTSH
四一〇六・九一	CTH
乾燥状態の産品	CTH又は 湿潤状態の非原産材料からの生産
湿潤状態の産品	CTH
四一〇六・四〇	
四一〇六・三二	CTSH
四一〇六・三一	CTH
四一〇六・二二	CTSH
四一〇六・二一	CTH
四一〇五・三〇	CTSH

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	C C、 C T H 及び M a x N O M 四十五パーセント (E X W) 又は C T H 及び R V C 六十パーセント (F O B)
-------------	--

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一	C C
四三・〇二―四三・〇四	C T H

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

--	--

四四・〇一―四四・二一	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第四五類 コルク及びその製品

四五・〇一―四五・〇四	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

四六・〇一・二一―四六・〇一・二二	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四六・〇一・二九	C C (第一四類の材料からの変更を除く。)
四六・〇一・九二―四六・〇一・九三	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四六・〇一・九四	C C (第一四類の材料からの変更を除く。)

四六〇一・九九一四六〇二・一二	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
四六〇二・一九	C C (第一四類の材料からの変更を除く。)
四六〇二・九〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一―四七・〇七	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一―四八・二三	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第一部 紡織用繊維及びその製品

部注 紡織用繊維から製造した特定の産品について使用される用語の定義及び適用される許容限度については、附属書三―A 注釈六から注釈八までを参照すること。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一	C T H
五〇・〇二	C T H (第五〇・〇一項の材料からの変更を除く。)

五〇・〇三	カードし又はコームした産品	絹のくずのカード又はコームが行われること。
その他の産品	C T H	
五〇・〇四―五〇・〇五		天然繊維の紡績、 人造繊維の長繊維の押出しと紡績との組合せ、 人造繊維の長繊維の押出しとねん糸との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五〇・〇六	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸 ^{ちゆう}	天然繊維の紡績、 人造繊維の長繊維の押出しと紡績との組合せ、 人造繊維の長繊維の押出しとねん糸との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
天然てぐす	C T H	
五〇・〇七		天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織と染色との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんととの組合せ又は

	なせん（独立の作業）
--	------------

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇五	C T H
五一・〇六―五一・一〇	天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五一・一一―五一・一三	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織と染色との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんととの組合せ又は なせん（独立の作業）

第五二類 綿及び綿織物

五二・〇一―五二・〇三	C T H
五二・〇四―五二・〇七	天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は

五二・〇八一五二・一二	ねん糸と機械による作業との組合せ
	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五	C T H
五三・〇六一五三・〇八	天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五三・〇九―五三・一一	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）

第五四類 人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物及びストリップその他これに類する人造纖維製品

五四・〇一―五四・〇六	天然纖維の紡績、 人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五四・〇七―五四・〇八	天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）

第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物

五五・〇一―五五・〇七	人造纖維の押出し
五五・〇八―五五・一一	天然纖維の紡績、 人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ

五五・一二―五五・一六	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんととの組合せ又は なせん（独立の作業）
--------------------	--

第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一	天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんととの組合せ又は 塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原材料の価額が産品の EXW の五十パーセント又は FOB の四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
五六・〇二	人造繊維の押出しと布の形成との組合せ又は 不織布の形成（天然繊維から製造したフェルトの場合に限る。）。
ニードルルームフェルト	ただし、人造繊維の押出しと布の形成との組合せについては、次のいずれかの種類の単

		一の長繊維又は短繊維が九デシテックス未満であり、かつ、当該長繊維又は短繊維の総額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件として、当該長繊維又は短繊維を使用することができる。 第五四・〇二項の非原産であるポリプロピレンの長繊維 第五五・〇三項又は第五五・〇六項の非原産であるポリプロピレンの短繊維 第五五・〇一項の非原産であるポリプロピレンの長繊維のトウ
その他の産品	人造繊維の押出しと布の形成との組合せ又は 不織布の形成（天然繊維から製造したその他のフェルトの場合に限る。）	
五六〇三・一一―五六〇三・一四	次のいずれかのものからの生産であつて、いずれの場合にも接着によつて不織布となるもの 一方向又は無作為にそろえた長繊維 天然又は人造の物質又は重合体	
五六〇三・九一―五六〇三・九四	次のいずれかのものからの生産であつて、いずれの場合にも接着によつて不織布となるもの 一方向又は無作為にそろえた短繊維 天然又は人造の細片にした糸	
五六〇四・一〇	ゴム糸又はゴムひも（紡織用繊維で被覆していないものに限る。）からの生産	
五六〇四・九〇	天然繊維の紡績、 人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ	
五六・〇五	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績、	

	人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五六・〇六	人造繊維の押出しと紡績との組合せ、 ねん糸とジンプングとの組合せ、 天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績又は フロック加工と染色との組合せ
五六・〇七―五六・〇九	天然繊維の紡績又は 人造繊維の押出しと紡績との組合せ

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

類注 この類の産品について、ジュート織物は、裏張りとして使用することができる。

五七・〇一―五七・〇五	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、 コイヤの糸、サイザルの糸、ジュートの糸若しくは伝統的なリング紡績によるビスコー スレーヨンの糸からの生産、 タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は 人造繊維の押出しとニードルパンチを含む不織布に係る技術との組合せ
-------------	--

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・〇四	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）
五八・〇五	C T H
五八・〇六―五八・〇九	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）
五八・一〇	ししゅうに使用するいずれかの項（產品の項を除く。）の非原産材料の価額が当該產品のE X Wの五十パーセント又はF O Bの四十五パーセントを超えないこと。
五八・一一	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフテイングとの組合せ、

	人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフテイングとの組合せ、 製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 タフテイングと染色若しくはなせんとの組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）
--	---

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一	製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ又は フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ
五九・〇二	製織
紡織用繊維の含有量が全重量の九十パーセント以下の製品	製織
その他の製品	人造繊維の押出しと製織との組合せ
五九・〇三	製織と染み込ませ、塗布、被覆、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）
五九・〇四	製織と染色、塗布、積層又はメタライジングとの組合せ

五九・〇五	ゴム、プラスチックその他の材料を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した産品	製織、メリヤス編み又は不織布の形成と染み込ませ、塗布、被覆、積層又はメタライジングとの組合せ
その他の産品	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 メリヤス編み若しくはクロセ編みとゴム加工との組合せ又は ゴム加工と少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
五九・〇六	メリヤス編物又はクロセ編物	人造繊維の押出しと製織との組合せ
合成繊維の長繊維の糸から製造したその他の織物であつて、紡織用繊維の含有量が全重量の九十パーセント		

を超えるもの	
その他の産品	製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程と染色、塗布若しくはゴム加工との組合せ、 糸の染色と製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程との組合せ又は ゴム加工と少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えるないことを条件とする。）
五九・〇七	製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、なせん、塗布、染み込ませ若しくは被覆との組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）
五九・〇八	白熱ガスマントル用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産
白熱ガスマントル（染み込ませるものに限る。）	
その他の産品	CTH 天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の押出しと製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ又は 塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組
五九・〇九―五九・一一	

	合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品の EXW の五十パーセント又は FOB の四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
--	---

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 メリヤス編み若しくはクロセ編みと染色、フロック加工、塗布、積層若しくはなせんとの組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、 糸の染色とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又は ねん糸若しくはテクスチャード加工とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ（ただし、非原産であるよっていない糸又はテクスチャード加工していない糸であって、生産において使用されるものの価額が産品の EXW の五十パーセント又は FOB の四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
--------------------	--

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

六一・〇一―六一・一七	メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
--------------------	---

裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の

二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品	
その他の産品	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又は一の工程においてメリヤス編みを行い、製品にすること。

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

六二・〇一	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇二	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はししゅうした産品 ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇三	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

六二・〇四	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
その他の産品	その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇五		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇六	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
その他の産品	その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇七―六二・〇八		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

六二・〇九	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
その他の産品	その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一〇	アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない織物又は積層していない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
その他の産品	その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一一	女子用の衣類のうちししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）

その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一二	メリヤス編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られるメリヤス編物又はクロセ編物	
その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一三一六二・一四	
ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一五	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は

		なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一六	アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は 塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない織物又は積層していない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
その他の産品		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一七	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、 ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
	アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は 塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない織物又は積層していない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）

取り外した襟及び袖口用の芯地	C T H。ただし、生産において使用される全ての非原産材料の価額が製品の E X W の四十パーセント又は F O B の三十五パーセントを超えないことを条件とする。
その他の製品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

六三・〇一―六三・〇四	
フェルトの製品及び不織布の製品	不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
その他の製品 ししゅうした製品	製織、メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は ししゅうしていない織物（メリヤス編物及びクロセ編物を除く。）からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が製品の E X W の四十パーセント又は F O B の三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
その他の製品	製織、メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇五	人造繊維の押出し又は天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織又はメリヤス編みを行い、製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇六	

不織布の產品	不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
その他の產品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇七	MaxNOM四十パーセント（EXW）又は RVC六十五パーセント（FOB）
六三・〇八	セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、非原産である製品は、その総額が当該セットのEXW又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、組み込むことができる。
六三・〇九―六三・一〇	CTH

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六	CC、 CTH（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四・〇六・九〇号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及び MaxNOM五十パーセント（EXW）又は
-------------	---

	C T H（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四・〇六・九〇号のうちの組立てであつて中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及び R V C 五十五パーセント（F O B）
--	---

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇七	C T H
-------------	-------

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇三	C T H、 M a x N O M 五十パーセント（E X W）又は R V C 五十五パーセント（F O B）
-------------	---

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一―六七・〇四	C T H
-------------	-------

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一六八・一五	CTH、 MAXNOM七十パーセント(EXW) 又は RVC三十五パーセント(FOB)
------------	---

第六九類 陶磁製品

六九・〇一六九・一四	CTH
------------	-----

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇一七〇・〇五	CTH、 MAXNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
七〇・〇六	

塗布した平面基板ガラス	C T H 又は 第七〇・〇六項の塗布していない平面基板ガラスからの生産
その他の産品	C T H (第七〇・〇二項から第七〇・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。)
七〇・〇七 (注) 一七〇・〇九 注 第七〇〇七・一一号及び第七〇 〇七・二一号の産品については、 付録三―B―1も参照すること。	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
七〇・一〇 ガラス、ガラス器具及びガラス製の 容器	C T H。ただし、第七〇・一〇項の非原産材料は、その総額が産品の E X W 又は F O B の十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
その他の産品	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
七〇・一一	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
七〇・一三	C T H。ただし、第七〇・一三項の非原産材料は、その総額が産品の E X W 又は F O B の十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。

七〇・一四―七〇・一七	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
七〇一八・一〇	C T H
七〇一八・二〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
七〇一八・九〇	C T H
七〇・一九―七〇・二〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身
辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一	C C
-------	-----

七二・〇二―七二・〇四	C T S H
七二・〇五	C T H
七二・〇六	
加工してない産品	C T H（第七二・〇六項、第七二・〇八項及び第七二・一〇項の材料からの変更を除く。）、 第七二・〇六項、第七二・〇八項及び第七二・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は 第七二・〇六項、第七二・〇八項及び第七二・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製
一次製品又は粉状の産品	加工してない貴金属からの生産
七二・〇七	
貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）	貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産
その他の産品	C T H
七二・〇八	
加工してない産品	C T H（第七二・〇六項、第七二・〇八項及び第七二・一〇項の材料からの変更を除く。）、

	第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は 第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製
一次製品又は粉状の産品	加工してない貴金属からの生産
七一・〇九	
貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）	貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産
その他の産品	C T H
七一・一〇	
加工してない産品	C T H（第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の材料からの変更を除く。） 第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は 第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製
一次製品又は粉状の産品	加工してない貴金属からの生産
七一・一一	

貴金属を貼った金属（二次製品のものに限る。）		貴金属を貼った金属（加工していないものに限る。）からの生産
その他の産品		C T H
七一・一二		C T H
七一・一三―七一・一七		C T H（第七一・一三項から第七一・一七項までの各項の材料からの変更を除く。） M a x N O M 五十パーセント（E X W）又は R V C 五十五パーセント（F O B）
七一・一八		C T H

第一五部 卑金属及びその製品

第七二類 鉄鋼

七二・〇一―七二・〇六		C T H
七二・〇七		C T H（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）
七二・〇八―七二・一七		C T H（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・一八・一〇		C T H

七二八・九一―七二八・九九	C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
七二・一九―七二・二三	C T H (第七二・一九項から第七二・二三項までの各項の材料からの変更を除く。)
七二四・一〇	C T H
七二四・九〇	C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
七二・二五―七二・二九	C T H (第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)

第七三類 鉄鋼製品

七三〇一・一〇	C C (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
七三〇一・二〇	C T H
七三・〇二	C C (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
七三・〇三	C T H
七三・〇四―七三・〇六	C C (第七二・一三項から第七二・一七項まで、第七二・二二項から第七二・二三項まで及び第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)
七三・〇七	

ステンレス鋼製の管用継手	CTH（第七二・〇七項の鍛造したブランクからの変更を除く。）。ただし、同項の非 原産である鍛造したブランクは、その価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの 四十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
その他の産品	CTH
七三・〇八	CTH（第七三〇一・二〇号の材料からの変更を除く。）、 Max NOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
七三〇九・〇〇―七三一五・一九	CTH
七三一五・二〇	CTH、 Max NOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
七三一五・八一―七三一九・九〇	CTH
七三二〇・一〇	CTH、 Max NOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
七三二〇・二〇―七三二六・九〇	CTH

第七四類 銅及びその製品

七四・〇一―七四・〇二	C T H
七四・〇三	C T S H
七四・〇四―七四・一九	C T H

第七五類 ニッケル及びその製品

七五・〇一―七五・〇四	C T S H
七五・〇五―七五・〇八	C T H

第七六類 アルミニウム及びその製品

七六・〇一	C T S H
七六・〇二―七六・〇六	C T H 及び M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は C T H 及び R V C 五十五パーセント (F O B)
七六・〇七	C T H (第七六・〇六項の材料からの変更を除く。)
七六・〇八・一〇―七六一六・九一	C T H 及び M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は

	C T H 及び R V C 五十五パーセント (F O B)
七六一六・九九	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第七八類 鉛及びその製品

七八〇一・一〇	C T S H
七八〇一・九一―七八〇一・九九	C T H (第七八・〇二項の材料からの変更を除く。)
七八・〇二―七八・〇四	C T H
七八・〇六	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第七九類 亜鉛及びその製品

七九・〇一―七九・〇七	C T H
-------------	-------

第八〇類 すず及びその製品

八〇・〇一―八〇・〇七	CTH
-------------	-----

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一・〇一―八一・一三	CTSH又は 全ての項の非原産材料からの精製、製錬若しくは熱による金属形成による生産
-------------	---

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二・〇一―一〇一八二・〇五・七〇	CTH、 Maximum五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
八二・〇五・九〇	CTH。ただし、第八二・〇五項の非原産である工具は、その総額がセットのEXW又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。
八二・〇六	CTH (第八二・〇二項から第八二・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、これらの項の非原産である工具は、その総額がセットのEXW又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。

八二・〇七―八二・一五	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第八三類 各種の卑金属製品

八三・〇一―八三・一一	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四・〇一―八四・〇六	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八四・〇七―八四・〇八 (注)	M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は

注 第八四・〇七項及び第八四・〇八項の産品については、付録三―B―1も参照すること。	RVC五十五パーセント(FOB)
八四・〇九―八四・二四	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
八四・二五―八四・三〇	CTH(第八四・三一項の材料からの変更を除く)、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
八四・三一―八四・四三	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
八四・四四―八四・四七	CTH(第八四・四八項の材料からの変更を除く)、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
八四・四八―八四・五五	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
八四・五六―八四・六五	CTH(第八四・六六項の材料からの変更を除く)、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)

八四・六六―八四・六八	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八四・七〇―八四・七二	C T H (第八四・七三項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八四・七三―八四・八七	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一―八五・〇二	C T H (第八五・〇三項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五・〇三―八五・一八	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

八五・一九―八五・二一	C T H (第八五・二二項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五・二二―八五・二三	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五・二五―八五・二八	C T H (第八五・二九項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五・二九―八五・三四	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五・三五―八五・三七	C T H (第八五・三八項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五・三八―八五・三九	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五四〇・一一―八五四〇・一二	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

八五四〇・二〇―八五四〇・九九	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五四一・一〇―八五四一・六〇	C T S H、 生産において使用される非原産材料について、 拡散が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五四一・九〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五四二・三一―八五四二・三九	C T S H、 生産において使用される非原産材料について、 拡散が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五四二・九〇―八五四三・九〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五四四・一一―八五四四・六〇	C T H (第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項及び第七六・一四項の材料 からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

八五四四・七〇	C T H (第七〇・〇二項及び第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
八五・四五―八五・四八	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及び

その部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	C T H (第八六・〇七項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一―八七・〇七（注）	M a x N O M 四十五パーセント (E X W) 又は
----------------	---------------------------------

注 第八七・〇一項から第八七・〇七項までの各項の産品については、付録三―B―1も参照すること。	RVC六十パーセント（FOB）
八七・〇八（注） 注 第八七・〇八項の産品については、付録三―B―1も参照すること。	C_{TH}、 M_axNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
八七・〇九―八七・一一	C_{TH}、 M_axNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）
八七・一二	M_axNOM四十五パーセント（EXW）又は RVC六十パーセント（FOB）
八七・一三―八七・一六	C_{TH}、 M_axNOM五十パーセント（EXW）又は RVC五十五パーセント（FOB）

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇五	C_{TH}、 M_axNOM五十パーセント（EXW）又は
--------------------	--

RVC五十五パーセント(FOB)

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九・〇一―八九・〇八

CTH(第八九・〇六項の船体からの変更を除く。)、
MAXNOM四十パーセント(EXW)又は
RVC六十五パーセント(FOB)

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ
れらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇―九〇〇一・四〇

CTH、
MAXNOM五十パーセント(EXW)又は
RVC五十五パーセント(FOB)

九〇〇一・五〇

CTH、
生産において次のいずれかの工程が行われること、

	屈折補正用度数を有する完成品である眼科用のレンズ（眼鏡に取り付けるためのもの）とするための半製品であるレンズの研磨加工 視野を改善し、及び着用者の保護を確保するための適切な処理を通じたレンズのコーティング Max NOM 五十パーセント（EXW）又は RVC 五十五パーセント（FOB）
九〇〇一・九〇一・九〇三・三・〇〇	CTH（第九六・二〇項の材料からの変更を除く。） Max NOM 五十パーセント（EXW）又は RVC 五十五パーセント（FOB）

第九一類 時計及びその部分品

九一〇一・一一一・九一一・三・二〇	CTH、 Max NOM 五十パーセント（EXW）又は RVC 五十五パーセント（FOB）
九一一・三・九〇	CTH
九一・一・一四	CTH、 Max NOM 五十パーセント（EXW）又は RVC 五十五パーセント（FOB）

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九	MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
-------------	--

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七	MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)
-------------	--

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション
サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四・〇一―〇一―九四・〇一・八〇	CTH、
-------------------	------

	Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
九四〇一・九〇	CC
九四・〇二―九四・〇六	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇三―九五・〇五	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
九五・〇六	
ゴルフクラブ及びその部分品	CTH。ただし、ゴルフクラブヘッドの製造用の非原産である粗く成形したブロックは、使用することができる。
その他の産品	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
九五・〇七―九五・〇八	CTH、

第九六類 雑品

	Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
九六・〇一	CC
九六・〇二―九六・〇四	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)
九六・〇五	セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において 当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、 非原産である製品は、その総額が当該セットの EXW 又は FOB の十五パーセントを超え ないことを条件として、組み込むことができる。
九六・〇六―九六・二〇	CTH、 Max NOM 五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)

第二一部 美術品、収集品及びこつとう

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九七・〇一―九七・〇六

C
T
H